

説明資料	未成年者飲酒禁止法による 取締り状況等について	平成14年2月19日 警察庁
------	----------------------------	-------------------

1 未成年者飲酒禁止法の改正等

○ 未成年者飲酒禁止法の成立

大正11年、未成年者を保護するために酒の害を取り除くという趣旨で、議員立法により成立。

○ 最近の改正

・ 平成12年12月改正

酒類の販売禁止違反に対する罰則の引上げ
(科料→50万円以下の罰金)

・ 平成13年12月改正

営業者であってその業態上酒類を販売又は供与する者は、年齢満20歳未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとするもの。

※ 罰則なし

2 警察庁における取組み

○ 各都道府県警察への指示

改正の都度、改正の趣旨及び要点の周知徹底と、販売店等に対する働き掛けの強化、関係機関等との連携による街頭補導活動の強化、厳正な取締りの推進等を内容とした通達を発出。

○ 関係業界への働き掛けの実施

未成年者飲酒防止対策の一層の推進を図るため、平成12年、13年改正ともに、関係業界に対する関係省庁連名の要請文を発出。

(参考) 未成年者飲酒禁止法による検挙人員等

	平成9年	10年	11年	12年	13年
未成年者飲酒禁止法 (酒類の販売・供与)	79	55	67	82	82
風営適正化法 (飲食店における 酒類・たばこの提供)	332	300	356	201	224
少年の飲酒による補導人員	30,061	28,286	34,343	30,546	30,577